

奈良県教育委員会教育長訓令第三号

学校以外の教育機関

学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（昭和四十年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

第一条中「橿原考古学研究所」を「橿原考古学研究所附属博物館」に改める。

第二条中「、技術職員、技能員、保安員及び業務員」を「及び技術職員」に改める。